

○村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成24年 5月29日

告示第273号

改正 平成26年 1月 7日告示第12号

平成30年 4月20日告示第173号

令和 4年 8月 4日告示第352号

令和 5年 4月 1日告示第106号

令和 6年 4月 1日告示第132号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新エネルギーの活用により地球温暖化対策を推進するとともに地域経済の活性化を図るため、市内において住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、村上市補助金等に関する基本指針、村上市補助金等交付基準及び村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 発電システムの補助対象経費は、補助金の交付対象者が設置する補助対象機器等の本体、付属機器等の購入及び工事に係る経費とし、補助対象機器等は、別表第1に定める要件を満たすものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、又は居住しようとする者
- (2) 市内の既存戸建住宅、又は新築戸建住宅（併用住宅の場合は、住居部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。）に発電システムを設置する者又は発電システムが設置された建売住宅を購入する者
- (3) 申請時において、市税等を滞納していない者
- (4) 補助金の交付を受けようとする住宅を自ら所有する者又は所有する者と生計を一にする者
- (5) 別表第1に掲げる定置用蓄電池に係る補助金の交付を受けようとする者にあつては、新設又は既設の太陽光発電設備と接続し、かつ、固定価格買取制度における買取契約の締結をしていない者又は固定価格買取制度における買取期間を満了した者
- (6) 過去にこの補助金の交付を受けたことのある者にあつては、過去にこの補助金の交付を受けた補助対象機器等と別表第1に掲げる補助対象機器等の区分が異なる補助対象機器等に対して、この補助金の交付を受けようとする者
- (7) 国や県から補助対象機器等に係る補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、発電システム設置前（発電システムが設置された建売住宅の場合は、引渡しを受ける前）に住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 発電システム設置予定の位置図
- (2) 発電システム設置予定住宅及び屋根等を示す現況写真
- (3) 発電システムの形状、規格等が確認できるカタログ等の写し
- (4) 施工者を確認できる契約書の写し又は見積書の写し
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しない旨の決定をした場合において必要があるときは、その理由を付して住宅用太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更又は中止をしようとするときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更交付するかどうかを決定し、その旨を住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、発電システム設置工事の完了後15日を経過した日又は交付決定を受けた年度の2月28日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置に要した経費に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 発電システムの設置状況を示す写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 市長は、第6条の規定による交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を当該システム以外の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(設備の処分等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により設置した発電システムを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条・第3条関係）

補助対象機器等の区分	機器等の要件
太陽光発電	次の全ての要件を満たすもの (1) 家屋の屋根等への設置に適したものであること (2) 発電した電力を全量自家消費するもの又はその余剰電力を売電するもの
定置用蓄電池	次の全ての要件を満たすもの (1) 家屋の屋根等に設置した太陽光発電から発電した電力を蓄電するもの (2) 家屋又は敷地内に容易に取り外すことが困難な状態で固定するもの

(注) 補助対象機器等には、中古品及びリースによるものを含まない。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象機器等の区分	補助金の額
太陽光発電	<p>発電システムを構成する太陽電池の最大出力に応じて、次のとおり交付額を算定する。この場合において、当該最大出力はkW表示とし、小数点第 3 位以下については切り捨てる。</p> <p>(1) 市内に従業員が常駐する事務所を有する事業者に太陽光発電を発注した者又は市内の建売供給業者から太陽光発電を設置した新築住宅を購入した者の場合、最大出力に 70,000 円を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額の上限は、280,000 円とする。</p> <p>(2) 上記以外の市外の事業者に太陽光発電を発注した者又は市外の建売供給事業者から太陽光発電を設置した新築住宅を購入した者の場合、最大出力に 55,000 円を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額の上限は、220,000 円とする。</p>
定置用蓄電池	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額以内とする。ただし、補助金の額の上限は、200,000 円とする。

（宛先）村上市長

申請者署名又は記名押印

住所

氏名

（電話）

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

住宅用太陽光発電システムを設置したいので、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所 村上市

2 補助対象機器及び補助金交付申請額

補助対象機器 ※該当する項目に☑	固定価格買取 制度利用の有無	設備容量	補助対象経費 ※税込み	補助金交付申請額 ※千円未満切捨て
<input type="checkbox"/> 太陽光発電	有・無	kW	円	※算定方法は下記を参照 円
<input type="checkbox"/> 定置用蓄電池	有・無	kWh	円	※対象経費の1/3 (上限額200千円) 円
合計			補助対象経費(合計) 円	交付申請額(合計) 円
確認事項 ※右の事項を承諾する場合 ☑を入れてください。		<input type="checkbox"/> 国や県から補助対象機器等に係る補助金の交付を受ける場合、この補助金の交付を受けることはできません。 <input type="checkbox"/> 市が国や県に対し、補助対象機器等に係る補助金の交付状況を照会することを承諾します。		

※太陽光発電の補助金額算定方法

施工者が市内業者の場合：補助金交付申請額＝最大出力(kW)×70千円※上限額280千円

施工者が市外業者の場合：補助金交付申請額＝最大出力(kW)×55千円※上限額220千円

3 補助事業の期間

(1) 着工予定日 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 発電システム設置予定の位置図
- (2) 発電システム設置予定住宅及び屋根等を示す現況写真
- (3) 発電システムの形状、規格等が確認できるカタログ等の写し
- (4) 施工者を確認できる契約書の写し又は見積書の写し
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 交付条件

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次の理由により不交付と決定したので村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、通知します。

不交付の理由

年 月 日

(宛先)村上市長

申請者 住所
氏名
(電話)

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた事業について、補助事業を変更・中止したいので、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更・中止の理由

2 変更時の内容

【以下、変更のある部分について記入】

補助対象機器 ※該当する項目に☑	設備容量	補助対象経費 ※税込み	補助金交付申請額 ※千円未満切捨て
<input type="checkbox"/> 太陽光発電	kW	円	※算定方法は下記を参照 円
<input type="checkbox"/> 定置用蓄電池	kWh	円	※対象経費の 1/3:上限額 200 千円 円
合計		補助対象経費(合計) 円	交付申請額(合計) 円
完了予定日	年 月 日		

※太陽光発電の補助金額算定方法

施工者が市内業者の場合：補助金交付申請額＝最大出力(kW)×70千円※上限額 280千円

施工者が市外業者の場合：補助金交付申請額＝最大出力(kW)×55千円※上限額 220千円

3 添付書類

(1) その他変更を証する書類等

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった補助金について、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

補助金の交付決定額 金 円

(宛先)村上市長

補助対象者 住所
氏名
(電話)

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた補助事業が完了したので、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 設置場所 村上市

2 補助対象機器及び補助金交付決定額

補助対象機器 ※該当する項目に☑	設備容量	補助対象経費 ※税込み	補助金交付決定額 ※千円未満切捨て
<input type="checkbox"/> 太陽光発電	kW	円	円
<input type="checkbox"/> 定置用蓄電池	kWh	円	円 ※対象経費の1/3:上限額200千円
合計		補助対象経費(合計) 円	交付決定額(合計) 円

3 補助事業に要した期間

(1) 着工年月日 年 月 日

(2) 完了年月日 年 月 日

4 補助金の振込先

金融機関名	
支店(出張所)名	
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
本人口座名義(カタカナ)	
口座番号	

5 添付書類

- (1) 発電システムの設置に要した経費に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 発電システムの設置状況を示す写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助金について、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

補助金の確定額 金 円